

2023年3月27日

学校法人日ノ本学園次世代育成支援行動計画

平成31年4月1日から令和5年3月31日までの4年間、次世代育成支援対策推進法第12条に基づき策定した一般事業主行動計画の取組結果を踏まえ、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの内容として、新たに次世代育成支援行動計画を策定する。

1. 趣旨

教職員が男女ともに仕事と育児等を両立させることができ、働きやすい職場環境を整備することによって、それぞれの能力を十分に発揮できるようにするため、その基本方針と具体的な行動計画を定める。

2. 計画期間等

(1) 計画期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間

(2) 計画の見直し

計画期間中において、社会情勢の変化や教職員からの要望をふまえ、見直し、変更できるものとする。

3. 目標と対策

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知及び利用促進のための意識啓発を行う。

【対策】令和4年4月1日から3段階で施行されている改正育児・介護休業法改正に伴って令和4年10月1日に改正施行した育児休業に関する細則の産前産後休暇、育児休業制度、子の介護の為の休暇制度の周知・啓発を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 所定外労働を削減するための具体的措置を講ずる。

【対策】各校園単位で現行勤務体制や仕事量の平衡化施策の結果を評価し、改良を行うと同時に各園校の実情に応じて週1日以上「ノー残業 day」を設ける。

目標2 年次有給休暇の取得のための措置を講ずる。

【対策】令和各校園とも1人年次有給休暇指定5日+2日以上取得を目指すとともに引き続き子育てのために必要な年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

目標 本法人の特色を活かし、教職員の子育て、地域と連携した子育て支援を行う。

【対 策】教職員の子育て支援である附属幼稚園・高等学校・子女減免措置を引き続き実施する。

短期大学「幼児教育センター」の活動を中心に地域と連携して子育て支援に関する情報の提供や地域社会の子育て支援に貢献する。